

平成21年5月29日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号

**東京瓦斯株式会社**

代表取締役社長 鳥原光憲

## 第209回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第209回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日、ご出席いただけない場合は、次頁の方法により議決権を行使することができます。お手数ですが、33頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京ガスビル 2階  
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。)

### 3. 目的事項

#### (1) 報告事項

第209期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### (2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 書面またはインターネット等による議決権行使について

##### (1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された枠内に、各議案の賛否を「○」でご記入のうえ、平成21年6月25日(木曜日)17時30分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使

議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にパソコンまたは携帯電話でアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、平成21年6月25日(木曜日)17時30分までに各議案の賛否をご送信ください。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。

#### 5. 株主総会招集に係る取締役会のその他決議事項

議決権行使が書面とインターネットにより重複して行われた場合は、「後に到着したもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、同日に到着した場合は、「インターネットによるもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 
1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
  2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面(委任状)、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を当社ウェブサイト(<http://www.tokyo-gas.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成20年 4月 1日から  
平成21年 3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が急激な円高の進行や株価の下落を招き、加えて昨年後半以降、世界的な景気減速が企業の生産活動の大幅な縮小・設備投資の減少等、実体経済に甚大な影響を及ぼし、急速に景気が悪化しました。

これに伴いわが国のエネルギー市場でも、原油価格の乱高下等による原料調達環境の変化、企業収益の落ち込みに伴うエネルギー需要の低迷等が顕在化するとともに、環境保全に対する社会からの要請の一層の高まり、エネルギー間、さらには同エネルギー同士の競争激化等、今後の不透明感、不確実性が一段と増しております。

このような経済情勢および経営環境のもと、当社グループは、「2006～2010年度グループ中期経営計画」の諸施策を着実に実行することにより、総合エネルギー事業を関東200km圏の広域エリアで展開する等、積極的に「天然ガス新市場の創造と開拓」を図ってまいりました。

こうした懸命な取り組みを行ってまいりましたが、暖冬や景気悪化による需要の急速な落ち込み等から、ガス販売量は前期を下回りました。しかしながら、原料費調整制度に伴う料金単価の調整等でガス売上高等が増加した結果、連結売上高は前期に比べ11.6%増の1兆6,601億62百万円となりました。

一方、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてまいりましたが、ガスの原材料費がLNG価格の高騰に伴い増加したこと等により営業費用は増加いたしました。

この結果、営業利益は同6.9%減の652億4百万円、経常利益は同12.7%減の583億37百万円となりました。また、当期はリース会計基準の適用に伴う影響額等107億75百万円を特別利益に、投資有価証券評価損10億76百万円を特別損失に計上した結果、当期純利益は、同1.8%減の417億8百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

### ① ガス

お客さま件数は、当期中に13万3千件増加し、期末現在で1,051万3千件となりました。また、ガス販売量は、前期に比べ1.9%減の139億4,166万4千 $\text{m}^3$ となりました。

このうち、家庭用のガス販売量につきましては、上期が前年同期に比べ気温が低く推移した(上期平均 $\Delta 0.5^{\circ}\text{C}$ )影響で給湯需要が増加したものの、ガス需要の多い下期において気温が高く推移した(下期平均 $+0.5^{\circ}\text{C}$ )影響で暖房・給湯需要が減少したことにより、34億6,752万8千 $\text{m}^3$ (対前期比1.8%減)となりました。業務用(商業用、公用および医療用)につきましては、上期が前年同期に比べ気温が低く推移し、下期が気温が高く推移した影響で空調需要が減少したことにより、30億1,105万3千 $\text{m}^3$ (同3.7%減)となりました。工業用は、既存需要の稼働減により、56億2,259万1千 $\text{m}^3$ (同1.9%減)となりました。他事業者への卸供給は、供給先事業者の新規需要の開発等により、18億4,049万2千 $\text{m}^3$ (同0.7%増)となりました。

また、ガス売上高は、原料費調整制度に基づく料金単価の調整等により、前期に比べ15.7%増の1兆2,575億74百万円となりました。

## ② ガス器具

ガス器具につきましては、高い安全性をベースに、環境性、快適性、利便性、経済性に優れた調理機器、給湯機器、暖冷房機器等の開発・販売に努力いたしました。他エネルギーとの競合の激化等により、ガス器具売上高は前期に比べ7.5%減の1,223億63百万円となりました。

## ③ 受注工事

受注工事につきましては、新設工事が前期に比べ4万4千件減少し21万7千件にとどまった影響等により、受注工事売上高は前期に比べ14.4%減の490億94百万円となりました。

## ④ 不動産賃貸

不動産賃貸につきましては、新規賃貸物件の増加等の影響により、売上高は前期に比べ1.3%増の356億37百万円となりました。

## ⑤ その他

その他の売上高は、前期に比べ13.6%増の3,637億83百万円となりました。これは、エネルギーサービス事業に係る売上が増加したこと等によるものです。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、1,459億29百万円でした。

供給設備では、本支管810kmの期中増加があり、期末の総延長は57,158kmとなりました。なお、現在、千葉～鹿島ライン、新根岸幹線および群馬幹線等を建設中です。

## (3) 資金調達の状況

社債につきましては、第30回無担保社債の発行等により160億1百万円増加したものの、転換社債の転換および償還により281億95百万円減少いたしました。また、借入金等につきましては467億8百万円増加いたしました。これらにより、連結有利子負債残高は前期末に比べ345億14百万円増の5,932億30百万円となりました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの供給する都市ガスの原料である天然ガスは、地球温暖化対策としての環境性、原油と比較した経済性・供給安定性、様々な需要形態に対応できる利便性に優れていることから、エネルギーとしての優位性・重要性は変わることなく、社会やお客さまからのニーズは今後も拡大していくものと予測されます。

一方、環境保全に対する社会的な要請の一層の高まり、エネルギー需要構造の変化、エネルギー間あるいは同エネルギー同士での競合激化、原料調達環境の変化等、当社グループの「総合エネルギー事業戦略」の展開に大きく影響を与える環境変化が顕在化してきています。

こうした経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、当社グループは、本年1月に「2009～2013年度 グループ中期経営計画」を策定いたしました。

本中期経営計画において当社グループは、これまでの天然ガスをコアとした「総合エネルギー事業」の基本戦略は堅持しつつ、「環境を機軸とした価値創造(Eco-friendly)」、「お客さま価値の向上(Excellent Service)」、「マーケットの徹底深耕・拡大(Expansion)」の「3つのE」に重点を置いた事業展開と、これらを支える「LNGバリューチェーンの強化」、「当社グループと協力企業で構成する『オール東京ガス』の総合力強化」により、「総合エネルギー事業の進化・発展」を目指してまいります。また、戦略展開の視野においては、2010年代後半を見据えた中長期的観点から、積極的な原資投入と経営基盤の強化を図ってまいります。

これらの取り組みにより、当社グループは、将来の環境変化にも柔軟に対応し、持続的に成長していく強靱な企業グループとして、お客さま、株主の皆さま、社会から常に信頼され発展し続けることを目指してまいります。

### 〈「3つのE」に重点を置いた事業展開〉

#### ① 環境を機軸とした価値創造 (Eco-friendly)

「家庭用分野」では、燃料電池「エネファーム」や太陽光・太陽熱を組み合わせた新エネルギー利用システム等の普及により、お客さまの「省エネニーズに対するソリューション」と「快適な生活」の両立を実現してまいります。

「産業用・業務用分野」では、新エネルギー・省エネルギーサービスを取り込んだ環境付加価値型エネルギーサービス事業の展開や、地域コミュニティレベルでのエネルギーの面的・ネットワーク的利用による最適エネルギーシステムの構築等に取り組んでまいります。

また、バイオガス等を活用した新エネルギー利用の推進、グリーン証書、排出権の買取・販売や当社の強みを活かした新エネルギー関連ビジネスを検討してまいります。

#### ② お客さま価値の向上 (Excellent Service)

「東京ガスライフバル」による地域密着型営業体制を確立し、サービスレベルの一層の向上を図るとともに、一人ひとりのお客さまのニーズに合わせたより質の高い価値提案を通じて、お客さまの満足を実現してまいります。

また、産業用・業務用分野において、これまで培った技術力・エンジニアリング力・営業力を最大限に活用し、設備に対する最適化提案、都市ガスと電力等エネルギーのベストミックスに関するコンサルティング、信用力・ヘッジ取引を活用したファイナンス・リスクマネジメントサービス等により、個々のお客さまの期待に総合的に応えてまいります。

あわせて、お客さまに安心してガスをご利用いただけるよう、安全対策として、不完全燃焼防止装置のないガス機器の取替促進、ガス設備安全点検の強化に取り組むとともに、漏洩対策の必要な経年のガス導管やお客さま資産である敷地内の内管への対策を計画より前倒して推進してまいります。さらに、ガス設備の耐震性強化に継続的に努めるとともに災害時の復旧早期化を目指した取り組みを推進し、地震防災対策を一層強化してまいります。

#### ③ マーケットの徹底深耕・拡大 (Expansion)

関東200km圏における産業用を中心とした旺盛な潜在需要の積極的な開発、ガス導管での供給が困難なお客さまに対するLNGローリー輸送等による天然ガスニーズへの対応、「オール東京ガス」の営業体制の強化と効果的なガス導管網の整備等を通じたお客さま件数の拡大を図り、徹底的な需要開発を推進してまいります。また、ガス事業とのシナジーを最大限追求した電力事業も着実に拡大してまいります。

あわせて、広域支社・関係都市ガス会社を核とした周辺ガス事業者との連携を含めた効果的な運営体制を構築するとともに、双方の企業価値向上に繋がる他事業者との連携策の検討、卸先都市ガス事業者やLPガス事業者等との連携強化により、ガス体エネルギーのさらなる普及に努めてまいります。

### 〈LNGバリューチェーンの強化〉

既存の長期契約に加え、新プロジェクトの立ち上げや短期・中期契約の組み合わせ等により、今後増大する需要に確実に対応するとともに、上流権益の獲得等、LNGバリューチェーンに関わる海外事業に取り組むことにより競争力あるLNGを安定的に調達してまいります。また、自社管理船運航体制を2011年度までに現行6隻から8隻に拡大し、輸送コストの削減と、他社向けのLNG輸送ビジネスを進めてまいります。

さらに、拡大する需要に対応していくため、扇島工場4号LNGタンクや既存ネットワークと接続する埼東幹線等の建設を行い、安定供給基盤を強化してまいります。

### 〈オール東京ガスの総合力強化〉

「オール東京ガス」の総合力強化に向け、新たに設立する東京ガスライフバル、関係会社、協力企業、当社の役割・連携のあり方を全体最適の視点で検討し業務遂行体制を再構築するとともに、総合エネルギー事業戦略を担う関係会社事業に継続的に注力し、当社グループ全体の成長と収益性向上を図ってまいります。また、「オール東京ガス」における人材育成体系の再構築や、次世代に繋げる技術開発の推進等も積極的に進めてまいります。

さらに、日々の事業活動を通じた企業の社会的責任(CSR)と公益的使命を果たしていくことを基本に、「社会の公器」としてステークホルダーの信頼に応えるCSR経営の基本的考え方を、「オール東京ガス」に浸透・定着させてまいります。

なお、当社は、2009年4月28日の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」(後記「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」参照)に基づき、2009年度における自社株取得枠を50億円(または15百万株)とし、その取得期間を2009年4月30日から同10月30日までとする旨の決議を行いました。

当社グループは、今後とも企業価値・株主価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第205期 (平成17年3月期)	第206期 (平成18年3月期)	第207期 (平成19年3月期)	第208期 (平成20年3月期)	第209期 (平成21年3月期)
売 上 高(百万円)	1,190,783	1,266,501	1,376,958	1,487,496	1,660,162
経 常 利 益(百万円)	132,856	98,689	156,039	66,832	58,337
当期純利益(百万円)	84,047	62,114	100,699	42,487	41,708
1株当たり 当期純利益(円)	31.47	23.48	37.50	15.94	15.63
総 資 産(百万円)	1,668,734	1,693,898	1,692,635	1,703,651	1,764,185
純 資 産(百万円)	648,766	728,231	806,045	780,455	784,616
1株当たり 純 資 産 額(円)	244.73	270.46	293.11	289.49	284.72

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
東京ガス都市開発株式会社	11,530	100.00	不動産の管理・賃貸・仲介
東京ガス豊洲開発株式会社	5,000	100.00	豊洲用地の管理
長野都市ガス株式会社	3,800	89.22	ガス事業
株式会社エネルギーアドバンス	3,000	100.00	エネルギーサービス事業
株式会社ガスター	2,450	66.67	ガス機器の製造・販売
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000	100.00 (11.50)	LPGの販売
株式会社キャプティ	1,000	100.00 (12.38)	ガス配管・給排水・空調 工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000	100.00 (17.70)	工業ガス・化成品の販売
パークタワーホテル株式会社	1,000	100.00 (100.00)	ホテル事業
株式会社東京ガス横須賀パワー	980	75.00	電力卸供給事業
千葉ガス株式会社	480	100.00	ガス事業
ティージー・クレジットサービス株式会社	450	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレ ジット業務ならびに各種リース業務
株式会社ティージー情報ネットワーク	400	100.00	システムインテグレーション事業
筑波学園ガス株式会社	280	100.00	ガス事業
東京ガス・エンジニアリング株式会社	100	100.00	エネルギー関連を中心とした 総合エンジニアリング
東京ガス・カスタマーサービス株式会社	50	100.00	ガス設備安全点検・検針・ 料金収納業務の受託
株式会社キャプティ・ライブリック	50	100.00 (100.00)	ガス機器の販売

- (注) 1 出資比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しています。  
2 長野都市ガス(株)は、平成21年4月1日に同社100%子会社の(株)長野ホームサービスを吸収合併しました。  
3 東京ガス・エンジニアリング(株)は、平成21年4月1日に同社100%子会社の東京ガスプラントテック(株)を吸収合併しました。  
4 上記の重要な子会社18社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は61社です。

(7) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、平成20年9月30日開催の取締役会において、平成21年10月1日付で、当社甲府支社の事業を子会社の昭和物産株式会社（平成21年5月1日に東京ガス山梨株式会社に社名変更）へ承継させる吸収分割を決議いたしました。また、平成21年3月25日開催の取締役会において、当社の液化天然ガス調達に関わる事業の一部を子会社の株式会社ニジオへ承継させる吸収分割を決議し、平成21年5月20日に実施いたしました。

(8) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
ガス	ガスの製造・供給および販売
ガス器具	ガス機器の製作・販売およびこれに関連する工事
受注工事	ガス工事
不動産賃貸	土地および建物の賃貸・管理等
その他	エネルギーサービス、設備建築・エンジニアリング、工業ガス、液化石油ガス、システムインテグレーション、電力、クレジット・リース等

(9) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

本社	(東京都港区)	
支社・支店	中支社(東京都目黒区)	南部支店(東京都港区) 中央支店(東京都目黒区)
	西支社(東京都杉並区)	西部支店(東京都杉並区) 多摩支店(東京都立川市)
	東支社(東京都荒川区)	東部支店(東京都江東区) 千葉支店(千葉県千葉市)
	北支社(東京都北区)	北部支店(東京都北区) 埼玉支店(埼玉県さいたま市)
	神奈川支社(神奈川県横浜市)	横浜支店(神奈川県横浜市) 川崎支店(神奈川県川崎市) 神奈川西支店(神奈川県藤沢市)
		日立支社(茨城県日立市)、常総支社(茨城県竜ヶ崎市)、 甲府支社(山梨県甲府市)、群馬支社(群馬県高崎市)、 熊谷支社(埼玉県熊谷市)、宇都宮支社(栃木県宇都宮市)
	導管事業部	首都圏西導管事業部(東京都新宿区)、首都圏東導管事業部(東京都荒川区)、 神奈川導管事業部(神奈川県横浜市)
工場	根岸工場(神奈川県横浜市)、袖ヶ浦工場(千葉県袖ヶ浦市)、 扇島工場(神奈川県横浜市)	
その他	リビングエネルギー本部(東京都港区)、リビング法人営業本部(東京都港区)、 エネルギーソリューション本部(東京都港区)	

- (注) 1 リビングエネルギー本部は、平成20年11月10日付で東京都新宿区より移転しました。  
2 リビング法人営業本部は、平成20年11月17日付で東京都新宿区より移転しました。  
3 エネルギーソリューション本部は、平成20年9月22日付で東京都新宿区より移転しました。



② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区	パークターホテル株式会社	東京都新宿区
東京ガス豊洲開発株式会社	東京都港区	株式会社東京ガス横須賀パーク	神奈川県横須賀市
長野都市ガス株式会社	長野県長野市	千葉ガス株式会社	千葉県佐倉市
株式会社エネギートパンス	東京都港区	ティーンズ・クラブ・ネットサービス株式会社	東京都新宿区
株式会社ガスター	神奈川県大和市	株式会社ティーンズ・情報ネットワーク	東京都品川区
東京エレクトロニクス株式会社	東京都港区	筑波学園ガス株式会社	茨城県つくば市
東京ガスエネギート株式会社	東京都葛飾区	東京ガス・エンジニアリング株式会社	東京都大田区
株式会社キャプティ	東京都品川区	東京ガス・カスタマーサービス株式会社	東京都台東区
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区	株式会社キャプティ・ライブリック	東京都世田谷区

- (注) 1 ㈱キャプティ・ライブリックの本社は、平成20年7月28日付で東京都大田区より移転しました。  
 2 東京ガスエネギート(㈱)の本社は、平成20年8月10日付で東京都中央区より移転しました。  
 3 ㈱エネギートパンスの本社は、平成20年11月1日付で東京都新宿区より移転しました。  
 4 東京ガス・カスタマーサービス(㈱)の本社は、平成20年11月10日付で東京都新宿区より移転しました。

(10) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業	使用人数(前期末比増減)
ガ ス	6,498名 (-12名)
ガ ス 器 具	1,837名 (+63名)
受 注 工 事	902名 (-30名)
不 動 産 賃 貸	163名 (-17名)
そ の 他	5,193名 (-339名)
全 社	917名 (-55名)
合 計	15,510名 (-390名)

(注) 使用人数は常勤の就業員数であり、臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
7,579名 (-135名)	45.9歳	22.5年

(注) 使用人数は常勤の就業員数であり、出向者および臨時従業員を含みません。

(11) 主要な借入先および借入額 (平成21年3月31日現在)

借 入 先	借入額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	41,301
第一生命保険相互会社	25,174
株式会社日本政策投資銀行	24,770
日本生命保険相互会社	24,450
株式会社三井住友銀行	23,038
国際協力銀行	22,652
住友生命保険相互会社	11,300
農林中央金庫	10,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,130
株式会社埼玉りそな銀行	6,681
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,212

## 2. 株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 6,500,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,717,571,295株（前期末比24,000,000株の減少）  
 （注）発行済株式の総数は、平成20年7月30日に実施した自己株式の消却により、上記のとおり減少いたしました。  
 (3) 単元株式数 1,000株  
 (4) 株主数 160,644名  
 (5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	163,000	6.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 46)	158,412	5.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	154,891	5.71
第一生命保険相互会社	120,472	4.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	117,071	4.32
ザ・チェスマンハット バンク エヌエイ ロットン エス エル オムニバス アカウント	77,384	2.85
富国生命保険相互会社	68,504	2.53
東京瓦斯社員持株会	38,838	1.43
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託第一生命保険口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	35,490	1.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	32,668	1.20

（注）持株比率は自己株式(4,884,659株)を控除して計算しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己の株式の取得  
 普通株式 25,062,782株  
 取得価額の総額 10,462,218,236円
- ② 自己株式の処分  
 普通株式 81,115,623株  
 処分価額の総額 39,252,771,435円
- ③ 自己株式の消却  
 普通株式 24,000,000株  
 消却価額の総額 11,622,480,000円
- ④ 事業年度末における保有自己株式  
 普通株式 4,884,659株

## 3. 新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

### ○ 無担保転換社債の状況

銘柄	発行年月日 (償還期限)	転換により 発行する 株式の種類	発行価額 (百万円)	発行残高 (百万円)	資本組入額 (行使価額) (円)
第5回無担保 転換社債	平成8年12月9日 (平成21年3月31日)	当社 普通株式	50,000	0	170.00 (339.00)

（注）第5回無担保転換社債は、償還期限を迎えたため、残高がありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (平成21年3月31日現在)

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況等
市野 紀生	取締役会長	
鳥原 光憲	代表取締役社長 社長執行役員	
前田 忠昭	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、エネルギー生産本部長、環境部担当
岡本 毅	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
杉山 昌樹	取締役 常務執行役員	技術開発本部長、IT本部長
手塚 俊夫	取締役 常務執行役員	リビング法人営業本部長
村木 茂	取締役 常務執行役員	エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長
蟹沢 俊行	取締役 常務執行役員	リビングエネルギー本部長
山本 一元	社外取締役	旭化成株式会社常任相談役
本田 勝彦	社外取締役	日本たばこ産業株式会社取締役相談役
稲田 早苗	社外取締役	弁護士
徳本 恒徳	常勤監査役	
高桑 康典	常勤監査役	
清水 利光	社外監査役	財団法人横浜企業経営支援財団理事長
森 昭治	社外監査役	株式会社国際経済研究所副理事長
増田 幸央	社外監査役	三菱商事株式会社顧問

- (注)1 代表取締役の岡本 毅は、平成21年4月1日付で社長補佐、人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部担当に変更になりました。
- 2 取締役の杉山昌樹は、平成21年4月1日付で技術開発本部長、IT本部長から担当が変更され、株式会社キャブティ代表取締役社長に就任いたしました。
- 3 取締役の手塚俊夫は、平成21年4月1日付でリビング法人営業本部長から担当が変更され、東京ガスエンジニアリング株式会社代表取締役会長に就任いたしました。
- 4 取締役の蟹沢俊行は、平成21年4月1日付でリビングエネルギー本部長からリビング法人営業本部長に担当が変更になりました。
- 5 社外監査役の森 昭治は、金融行政に深く携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	11名	461百万円
監査役	6名	106百万円
合計	17名	567百万円

- (注)1 上記のうち、社外役員7名(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は、63百万円です。
- 2 監査役および社外役員の報酬等の総額および人数には、第208回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名の分が含まれています。
- 3 取締役の月例報酬は、第205回定時株主総会で取締役全員に対し月額50百万円以内、賞与額は第206回定時株主総会で取締役全員に対し年額90百万円以内と承認可決されています。
- 4 監査役の月例報酬は、第190回定時株主総会で監査役全員に対し月額12百万円以内と承認可決されています。

##### (3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を以下のとおり定めています。

###### ① 役員の役割と役員報酬

役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

- ② 役員報酬の水準  
役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- ③ 業績連動型報酬体系  
業績連動型報酬体系により、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期間業績結果を明確に報酬に反映する。
- ④ 株式購入ガイドライン  
株式購入ガイドラインの設定により、経営に株主の視点を反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努める。
- ⑤ 客観性・透明性の確保  
社外取締役・社外監査役と当社取締役から成る報酬制度等に関する「諮問委員会」を設置し、役員報酬の客観性・透明性を確保する。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役 山本一元
  - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・TOTO株式会社 社外取締役
    - ・シチズンホールディングス株式会社 社外取締役
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に11回中9回出席しています。住宅産業で培われた経営能力や、技術開発についての高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。
- ② 社外取締役 本田勝彦
  - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に11回中11回出席しています。国際的視野に立ったキャリアと経営能力から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。
- ③ 社外取締役 稲田早苗
  - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・株式会社千代田組 社外監査役
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に11回中11回出席しています。弁護士として企業法務に精通しており、高度な法的見識および経験から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。
- ④ 社外監査役 清水利光
  - i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・財団法人横浜企業経営支援財団 理事長
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・株式会社横浜スタジアム 社外取締役
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に11回中10回、監査役会に11回中10回出席しています。地方自治体での経験を踏まえて幅広い見地から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

- ⑤ 社外監査役 森 昭治
- i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・株式会社国際経済研究所 副理事長
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に11回中11回、監査役に11回中11回出席しています。財務・金融行政で培われた専門知識を生かし高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
- ⑥ 社外監査役 増田幸典
- i. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
    - ・該当事項は、ありません。
  - ii. 他の会社の社外役員の兼任状況
    - ・昭和シェル石油株式会社 社外取締役
  - iii. 当該事業年度における主な活動状況  
第208回定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会に9回中9回、監査役に9回中9回出席しています。大手商社で培われた経営能力および経験ならびにエネルギー事業に関する高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
341百万円
- ② 上記①の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額  
165百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
134百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、入札案件に関する財務面からの詳細調査(デュエリジェンス)業務等を非監査業務として委託しています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、実績および業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として、会計監査人を選任しています。

選任した会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして、適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断される場合に、これを決定する方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制制度の開始等を踏まえ、平成20年2月27日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

(1) **取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制**

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「当社グループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。
- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社グループにおけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規則」、「ミッションステートメント規則」、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、「グループ中期経営計画」の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度毎の部門別・関係会社別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 取締役会は、当社グループのリスク管理を推進するために「リスク管理規則」を定め、リスク管理推進セクションを設置すると共に、当社グループの業務執行に係る重要リスクとして「経営が管理すべき重要リスク」を特定する。また、取締役会は毎年、「経営が管理すべき重要リスク」を見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。

- デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。
- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策関係諸規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
  - ④ 部門、関係会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。
- (5) **使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制**
- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社グループ全体の相談窓口として、「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」を設置する。
  - ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。
  - ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
  - ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社グループにおける会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。
- (6) **関係会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 関係会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、関係会社取締役および関係会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ② 「関係会社管理規則」を定め、取締役が関係会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して関係会社の管理を行う体制とする。また、関係会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
  - ③ 関係会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、関係会社取締役および関係会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ④ 取締役が、関係会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
  - ⑤ 監査役が、関係会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な関係会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社グループ全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
  - ⑥ 監査部が、監査役および関係会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な関係会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該関係会社の取締役および監査役に報告する体制とする。
- (7) **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
  - ② 監査役室長の選任・解任は、監査役の同意を得て、取締役会で決議する。また、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。
- (8) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制**
- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、会計監査人、関係会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」におけるキャッシュ・フロー配分の方針を以下のとおり定め、株主分配目標を明確化しています。

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」の確実な実行により創出したキャッシュ・フローを、当社グループの将来の持続的成長のベースとなるLNGバリューチェーンの強化等に積極的に投入するとともに、株主の皆さまに対して経営の成果を適切に配分します。

具体的には、配当に加え、引き続き自社株取得を株主還元策の一つと位置づけ、本中期経営計画期間中における「総分配性向」(\*)の目標を、6割に設定しています。

$$(*) \text{ n年度総分配性向} = \frac{\text{n年度の年間配当金総額} + \text{(n+1年度の自社株取得額)}}{\text{n年度連結当期純利益}}$$

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」の策定等を踏まえ、平成21年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

当社グループは、首都圏を中心に1000万件超のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを供給するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

また、当社グループは現在、2009～2013年の中期経営計画において「天然ガスをコアとした総合エネルギー事業」を進化・発展させ、天然ガスのより一層の普及・拡大と幅広い収益基盤の確立による当社グループの持続的成長を目指しています。そのためにLNGバリューチェーンの強化等への積極的な投資とオール東京ガスの総合力強化を推進しております。

当社は、こうした経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営を行うとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行うことにより、着実な企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。なお、株主さまへの還元につきましては、本中期経営計画期間中の総分配性向(連結当期純利益に対する配当と自社株取得額の割合)を6割とすることを目標にしています。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に依拠するか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えており、その実現のために中期経営計画の確実な達成に取り組んでおります。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。



# 連結貸借対照表

平成 21 年 3 月 31 日 現在

東京瓦斯株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	1,352,068	固 定 負 債	633,223
有 形 固 定 資 産	1,110,852	社 債	291,490
製 造 設 備	193,613	長 期 借 入 金	207,741
供 給 設 備	490,809	繰 延 税 金 負 債	3,654
業 務 設 備	60,510	退 職 給 付 引 当 金	100,734
そ の 他 の 設 備	297,643	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,555
休 止 設 備	316	保 安 対 策 引 当 金	1,450
建 設 仮 勘 定	67,957	そ の 他 固 定 負 債	24,597
無 形 固 定 資 産	26,049	流 動 負 債	346,345
の れ だ け	1,233	1 年 以 内 に 期 限 債	88,169
そ の 他 無 形 固 定 資 産	24,816	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	103,319
投 資 所 持 株 資 産	215,166	短 期 借 入 金	5,910
長 期 有 価 証 券	109,173	未 払 法 人 税 等	34,894
繰 延 税 金 資 産	24,839	繰 延 税 金 負 債	2
そ の 他 投 資 金	46,212	そ の 他 流 動 負 債	114,048
貸 倒 引 当 金	35,847	負 債 合 計	979,568
	△906	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	772,594
流 動 資 産	412,117	資 本 本 金	141,844
現 金 及 び 預 金	66,905	資 本 剰 余 金	2,065
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	166,542	利 益 剰 余 金 式	631,045
リ ー ズ 債 権 及 び リ ー ズ 投 資 資 産	25,594	自 己 株	△2,361
商 品 及 び 製 品	3,807	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△228
仕 掛 品	43	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,466
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	56,905	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	920
繰 延 税 金 資 産	13,461	為 替 換 算 調 整 勘 定	△12,615
そ の 他 流 動 資 産	79,431	少 数 株 主 持 分	12,250
貸 倒 引 当 金	△574	純 資 産 合 計	784,616
資 産 合 計	1,764,185	負 債 純 資 産 合 計	1,764,185

# 連結損益計算書

平成20年4月 1日から  
平成21年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費 用		収 益	
	百万円		百万円
売上原価	1,139,791	売上高	1,660,162
(売上総利益)	( 520,371)		
供給販売費	381,177		
一般管理費	73,989		
(営業利益)	( 65,204)		
営業外費用	22,542	営業外収益	15,675
支払利息	10,869	受取利息	1,089
他受工事精算差額	3,257	受取配当金	1,675
雑支出	8,415	持分法による投資利益	5,529
(経常利益)	( 58,337)	雑収入	7,381
特別損失	1,076	特別利益	10,775
投資有価証券評価損	1,076	リース会計基準の適用に伴う影響額	7,846
(税金等調整前当期純利益)	( 68,037)	厚生年金基金代行返上益	1,570
		事業譲渡益	1,359
法人税、住民税及び事業税	27,630		
法人税等調整額	△2,366		
少数株主利益	1,064		
当期純利益	41,708		
合計	1,686,614	合計	1,686,614

# 連結株主資本等変動計算書

平成20年4月 1日から  
平成21年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
前 期 末 残 高	141,844	2,065	634,116	△42,774	735,251
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減			94		94
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△21,200		△21,200
当期純利益			41,708		41,708
自己株式の取得				△10,462	△10,462
自己株式の処分			△11,710	39,252	27,542
自己株式の消却			△11,622	11,622	
連結範囲の変動			△340		△340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当期変動額合計	-	-	△3,165	40,413	37,247
当 期 末 残 高	141,844	2,065	631,045	△2,361	772,594

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換 算差額等 合計		
前 期 末 残 高	31,917	424	1,479	33,820	11,382	780,455
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減						94
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	/	/	/	/	/	△21,200
当期純利益	/	/	/	/	/	41,708
自己株式の取得	/	/	/	/	/	△10,462
自己株式の処分	/	/	/	/	/	27,542
自己株式の消却	/	/	/	/	/	-
連結範囲の変動	/	/	/	/	/	△340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,451	496	△14,094	△34,048	867	△33,180
当期変動額合計	△20,451	496	△14,094	△34,048	867	4,066
当 期 末 残 高	11,466	920	△12,615	△228	12,250	784,616

# 連結注記表

東京瓦斯株式会社

平成20年4月 1日から  
平成21年3月31日まで

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称 東京ガス都市開発(株)、東京ガス豊洲開発(株)、長野都市ガス(株)、(株)エネルギーアドバンス、(株)ガスター、東京エルエヌジータンカー(株)、東京ガスエネルギー(株)、(株)キャプティ、東京ガスケミカル(株)、パークタワーホテル(株)、(株)東京ガス横須賀パワー、千葉ガス(株)、ティージー・クレジットサービス(株)、(株)ティージー情報ネットワーク、筑波学園ガス(株)、東京ガス・エンジニアリング(株)、東京ガス・カスタマーサービス(株)及び(株)キャプティ・ライブリック

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)扇島パワー

非連結子会社は、総資産額・売上高・当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも小規模であり、かつ、質的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA SDN. BHD.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブの評価は、時価法によっております。

##### ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。  
数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。
- ③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、不完全燃焼防止装置なしガス機器の安全使用に関する点検・周知活動及び安全機器への取替促進に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② のれんの償却の方法及び期間  
発生原因に応じて20年以内(主として10年)での均等償却を行っております。

#### 4. 連結子会社の資産及び負債の評価

全面時価評価法を採用しております。

#### 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法(たな卸資産)

当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

この変更による損益への影響は、軽微です。

##### (2) リース取引に関する会計基準

当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

借主側のこの変更による損益への影響は、軽微です。

貸主側では、この変更による営業利益及び経常利益への影響は軽微ですが、税金等調整前当期純利益は7,715百万円増加しております。

##### (3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当期より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更による損益への影響は、軽微です。

#### 【連結貸借対照表に関する注記】

#### 1. 担保に供している資産

##### (1) 資産の内容及びその金額

供給設備	6,494百万円
業務設備	13百万円
その他の設備	11,794百万円
投資有価証券	355百万円
長期貸付金	36百万円
現金及び預金	1,907百万円

(2)担保に係る債務の金額	
長期借入金	9,584百万円
(うち1年以内に期限到来の固定負債)	1,513百万円
その他の流動負債	56百万円
2.有形固定資産の減価償却累計額	2,915,715百万円
3.保証債務等	
(1)保証債務	6,050百万円
(2)社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	38,700百万円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1.当期末発行済株式数	2,717,571,295株
2.配当に関する事項	
(1)当期中に行った剰余金の配当に関する事項	
①平成20年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ)配当金の総額	10,626百万円
(ロ)1株当たり配当額	4円00銭
(ハ)基準日	平成20年3月31日
(ニ)効力発生日	平成20年6月30日
②平成20年10月31日の取締役会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ)配当金の総額	10,574百万円
(ロ)1株当たり配当額	4円00銭
(ハ)基準日	平成20年9月30日
(ニ)効力発生日	平成20年11月26日
(2)当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
平成21年6月26日の定時株主総会において、次のとおり提案しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ)配当金の総額	10,850百万円
(ロ)配当の原資	利益剰余金
(ハ)1株当たり配当額	4円00銭
(ニ)基準日	平成21年3月31日
(ホ)効力発生日	平成21年6月29日

**【一株当たり情報に関する注記】**

1.一株当たり純資産額	284円72銭
2.一株当たり当期純利益	15円63銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

当社は、平成21年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数  
15,000千株(上限)
- ・株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額  
現金、5,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間  
平成21年4月30日から平成21年10月30日まで

**【その他の注記】**

- 1.原料調達先との契約更改・価格交渉の動向によっては、原料費の精算が発生することがあります。
- 2.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

東京瓦斯株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員	公認会計士	金 塚 厚 樹	Ⓢ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	柿 沼 幸 二	Ⓢ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	中 井 修	Ⓢ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当期よりリース取引に関する会計基準を適用している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月28日に自己株式取得の取締役会決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

平成 21 年 3 月 31 日 現在

東京瓦斯株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	1,169,671	固 定 負 債	510,575
有 形 固 定 資 産	767,856	社 債	277,690
製 造 設 備	193,833	長 期 借 入 金	133,737
供 給 設 備	471,730	関 係 会 社 長 期 債 務	324
業 務 設 備	56,651	退 職 給 付 引 当 金	90,838
附 帯 事 業 設 備	3,612	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,231
休 止 設 備	316	保 安 対 策 引 当 金	1,331
建 設 仮 勘 定	41,713	保 所 の 他 固 定 負 債	3,423
無 形 固 定 資 産	22,042	流 動 負 債	299,109
借 地 権	1,263	1 年 以 内 の 固 定 負 債	66,782
ソ フ ト ウ ェ ア	15,728	未 払 掛 金	77,097
そ の 他 無 形 固 定 資 産	5,050	未 払 費 用	31,776
投 資 そ の 他 の 資 産	379,771	未 払 法 人 税 等	31,801
投 資 有 価 証 券	48,938	未 払 法 人 税 等	28,615
関 係 会 社 投 資 金	142,320	前 受 金	5,169
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	171	預 り 金	1,511
出 資 金	13	関 係 会 社 短 期 借 入 金	28,813
長 期 前 払 費 用	23,586	関 係 会 社 短 期 債 務	22,156
繰 延 税 金 資 産	39,576	そ の 他 流 動 負 債	5,386
そ の 他 投 資 金	4,176	負 債 合 計	809,685
貸 倒 引 当 金	△494	純 資 産 の 部	
流 動 資 産	302,673	株 主 資 本	652,581
現 金 及 び 預 金	23,114	資 本 金	141,844
受 取 手 形	650	資 本 本 金	141,844
売 掛 金	106,418	資 本 剩 余 金	2,065
関 係 会 社 売 掛 金	25,059	資 本 準 備 金	2,065
未 収 入 金	22,176	利 益 剩 余 金	511,032
有 価 証 券	1	利 益 準 備 金	35,454
製 品	107	そ の 他 利 益 剩 余 金	475,578
原 料	44,899	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	910
貯 蔵 品	7,920	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	2,024
前 払 費 用	653	原 価 変 動 調 整 積 立 金	141,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	21,315	別 途 積 立 金	299,000
関 係 会 社 短 期 債 権	2,169	繰 越 利 益 剩 余 金	32,644
繰 延 税 金 資 産	10,286	自 己 株 式	△2,361
そ の 他 流 動 資 産	38,429	自 己 株 式	△2,361
貸 倒 引 当 金	△527	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,077
資 産 合 計	1,472,344	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,429
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,429
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	647
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	647
		純 資 産 合 計	662,658
		負 債 純 資 産 合 計	1,472,344



# 損益計算書

平成20年 4月 1日から  
平成21年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費	用	収	益
	百万円		百万円
売上原価	773,765	製品売上	1,225,737
期首たな卸高	119	ガス売上	1,225,737
当期製品製造原価	763,228		
当期製品仕入高	13,651		
当期製品自家使用高	3,127		
期末たな卸高	107		
(売上総利益)	(451,972)		
供給販売費	337,000		
一般管理費	75,882		
(事業利益)	(39,089)		
営業雑費用	137,273	営業雑収益	139,963
受注工事費用	42,755	受注工事収益	41,923
器具販売費用	94,518	器具販売収益	95,870
		託送供給収益	212
		その他営業雑収益	1,957
附帯事業費用	81,685	附帯事業収益	82,453
L N G販売費用	35,901	L N G販売収益	36,660
電力販売費用	20,099	電力販売収益	19,284
その他附帯事業費用	25,684	その他附帯事業収益	26,508
(営業利益)	(42,547)		
営業外費用	16,404	営業外収益	13,721
支払利息	2,304	受取利息	2,042
社債利息	6,484	受取配当金	2,117
社債発行費	74	受取貸付料	4,249
他受工事精算差額	3,407	雑収	5,311
雑支	4,133		
(経常利益)	(39,864)		
特別損失	1,062	特別利益	
投資有価証券評価損	1,062		
(税引前当期純利益)	(38,801)		
法人税等	19,210		
法人税等調整額	△5,496		
当期純利益	25,087		
合計	1,461,875	合計	1,461,875

# 株主資本等変動計算書

平成20年 4月 1日から  
平成21年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金								
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金							利益剰余金合計
					固定資産 評価減額	海外投資等 損失準備金	特定ガス 導管工事 償却準備金	ガス 導管工事 償却準備金	原価変動 調整積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
前 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	910	1,800	356	141,000	299,000	51,957	530,478	
当 期 変 動 額												
海外投資等損失準備金の積立						224				△224		
特定ガス導管工事償却準備金の取崩し							△356			356		
剰余金の配当										△21,200	△21,200	
当期純利益										25,087	25,087	
自己株式の取得												
自己株式の処分										△11,710	△11,710	
自己株式の消却										△11,622	△11,622	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	224	△356	-	-	△19,313	△19,446	
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	910	2,024	-	141,000	299,000	32,644	511,032	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	△42,774	631,614	27,727	658	28,385		660,000
当 期 変 動 額							
海外投資等損失準備金の積立			/	/	/		-
特定ガス導管工事償却準備金の取崩し			/	/	/		-
剰余金の配当		△21,200	/	/	/		△21,200
当期純利益		25,087	/	/	/		25,087
自己株式の取得	△10,462	△10,462	/	/	/		△10,462
自己株式の処分	39,252	27,542	/	/	/		27,542
自己株式の消却	11,622		/	/	/		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	△18,297	△10	△18,308		△18,308
当期変動額合計	40,413	20,966	△18,297	△10	△18,308		2,658
当 期 末 残 高	△2,361	652,581	9,429	647	10,077		662,658

# 個別注記表

東京瓦斯株式会社

平成20年 4月 1日から  
平成21年 3月31日まで

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券については次のとおりであります。  
満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。  
子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。  
その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。  
その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブの評価は、時価法によっております。
- ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。  
数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。
- ③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、不完全燃焼防止装置なしガス機器の安全使用に関する点検・周知活動及び安全機器への取替促進に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- (5) 会計処理の原則又は手続きの変更
- ① 当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。この変更は、損益に影響を及ぼしていません。
- ② 当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更は、損益に影響を及ぼしていません。
- (6) 表示方法の変更  
ガス事業会計規則の改正により、当期より同規則の定める損益計算書の「託送供給収益」は「その他営業雑収益」から区分掲記しております。

## 2 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券	320百万円	
関係会社投資	850百万円	
長期貸付金	36百万円	
関係会社長期貸付金	1,404百万円	
(担保に係る債務の金額)	—	) (当社が出資する会社の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	2,457,094百万円
無形固定資産	18,471百万円

(3) 保証債務等

保証債務	31,302百万円	
連帯債務	13,836百万円	
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務		38,700百万円

## 3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	144,737百万円
仕入高	183,892百万円
営業取引以外の取引高	7,116百万円

## 4 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数 4,884,659株

## 5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

## 6 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
Tokyo Gas Pluto Pty Ltd	所有 間接 100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証	21,688	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等  
プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

7 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	244円28銭
一株当たり当期純利益	9円40銭

8 重要な後発事象に関する注記

平成21年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数  
15,000千株(上限)
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額  
現金、5,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間  
平成21年4月30日から平成21年10月30日まで

9 その他の注記

- (1) 当期より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。
- (2) 原料調達先との契約更改・価格交渉の動向によっては、原料費の精算が発生することがあります。

10 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

東京瓦斯株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金 塚 厚 樹	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柿 沼 幸 二	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 井 修	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月28日に自己株式取得の取締役会決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第209期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討をいたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 徳本 恒徳 ㊟

常勤監査役 高桑 康典 ㊟

社外監査役 清水 利光 ㊟

社外監査役 森 昭治 ㊟

社外監査役 増田 幸央 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたいと存じます。

剰余金の配当（期末配当）に関する事項

期末配当につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」（16頁ご参照）に基づき、1株につき4円にいたしたいと存じます。なお、中間配当4円とあわせた年間配当金は1株につき8円となります。

(1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

1株につき金4円 配当総額10,850,746,544円

(2) 配当効力発生日

平成21年6月29日（月曜日）

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行される「株券の電子化」が実施となりました。

これに伴い、当社定款において不要となった株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等を行うとともに、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設したいと存じます。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。ただし、<u>株式取扱規則に定める場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～3 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第13条～第42条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～3 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第12条～第41条</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(株券喪失登録簿)</p> <p><u>第1条</u> 株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 本附則は、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</p>

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社の株式の数
1	いのりのお 市野紀生 (昭和16年1月1日生)	昭和39年 4月 当社入社 平成 3年 7月 同北部事業本部副本部長 同 5年 6月 同文書部担当取締役付 同 8年 6月 同取締役総合企画部長 同 10年 6月 同常務取締役事業開発本部長、管財部、広報部担当 同 11年 6月 同常務取締役事業開発本部長、総務部、広報部担当 同 12年 6月 同代表取締役専務取締役事業開発本部長、人事部担当 同 13年 6月 同代表取締役専務取締役総務部、人事部担当 同 14年 6月 同代表取締役副社長執行役員コーポレート・コミュニケーション本部長、監査部担当 同 14年11月 同代表取締役副社長執行役員コーポレート・コミュニケーション本部長、監査部、コンプライアンス部担当 同 15年 6月 同代表取締役社長、社長執行役員 同 18年 4月 同取締役副会長 同 19年 4月 同取締役会長 現在に至る	209,617株
2	とりはらみつのり 鳥原光憲 (昭和18年3月12日生)	昭和42年 4月 当社入社 平成 6年 6月 同神奈川事業本部副本部長 同 8年 6月 同原料部長 同 10年 6月 同取締役原料部長 同 12年 6月 同常務取締役資材部、原料部担当 同 13年 6月 同常務取締役経理部、資材部、原料部担当 同 14年 6月 同取締役常務執行役員企画本部長 同 15年 6月 同代表取締役副社長執行役員企画本部長、監査部、コンプライアンス部担当 同 16年 4月 同代表取締役副社長執行役員コーポレート・コミュニケーション本部長、コンプライアンス部担当 同 18年 4月 同代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	160,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社 の株式の数
3	まえ だ ただ あき 前田 忠 昭 (昭和21年2月11日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 8年 6月 同西部事業本部副本部長 同 9年 6月 同商品技術開発部長 同 12年 6月 同取締役エネルギー営業本部エネルギー企画部長 同 14年 6月 同常務執行役員R&D本部長 同 16年 4月 同常務執行役員資源事業本部長、監査部 担当 同 16年 6月 同取締役常務執行役員資源事業本部長、 監査部担当 同 18年 4月 同代表取締役副社長執行役員企画本部長 同 19年 4月 同代表取締役副社長執行役員エネルギー生産 本部長、環境部担当 現在に至る	126,675株
4	おか もと つよし 岡 本 毅 (昭和22年9月23日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 9年 6月 同北部事業本部副本部長 同 10年 6月 同文書部長 同 11年 6月 同総務部担当取締役付 同 14年 6月 同執行役員企画本部総合企画部長 同 16年 4月 同常務執行役員企画本部長 同 16年 6月 同取締役常務執行役員企画本部長 同 18年 4月 同取締役常務執行役員コーポレート・コミュニケーシ ョン本部長、コンプライアンス部、監査部担当 同 19年 4月 同代表取締役副社長執行役員人事部、 秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部 担当 同 21年 4月 同代表取締役副社長執行役員人事部、 秘書部、総務部、コンプライアンス部担当 現在に至る	104,000株
5	むら き しげる 村 木 茂 (昭和24年8月29日生)	昭和47年 7月 当社入社 平成12年 6月 同原料部長 同 14年 6月 同執行役員企画本部原料部長 同 16年 4月 同常務執行役員R&D本部長 同 18年 4月 同常務執行役員技術開発本部長 同 19年 4月 同常務執行役員エネルギーソリューション本部長、 エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長 同 19年 6月 同取締役常務執行役員エネルギーソリューション本 部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事 業部長 現在に至る	78,236株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社 の株式の数
6	かに さわ とし ゆき 蟹 沢 俊 行 (昭和23年11月23日生)	昭和47年 4月 当社入社 平成11年 6月 同事業開発本部事業企画部 同 13年 6月 同関連事業本部関連事業企画部 同 15年 6月 同執行役員お客さまサービス本部サービス企画 部長 同 16年 4月 同執行役員企画本部総合企画部長 同 18年 4月 同常務執行役員ホームサービス本部長 同 19年 4月 同常務執行役員リビングエネルギー本部長 同 19年 6月 同取締役常務執行役員リビングエネルギー本 部長 同 21年 4月 同取締役常務執行役員リビング 法人営業本 部長 現在に至る	48,060株
7	おお や つとむ 大 谷 勉 (昭和24年12月18日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成14年 6月 同企画本部国際部長 同 16年 4月 同執行役員エネルギー営業本部都市エネルギー事 業部長、エネルギー営業本部大口エネルギー事業 部長代理 同 18年 4月 同常務執行役員資源事業本部長 現在に至る	37,090株
8	ひろ せ みち あき 広 瀬 道 明 (昭和25年10月2日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成15年 6月 同コーポレート・コミュニケーション本部総務部 同 16年 4月 同執行役員コーポレート・コミュニケーション本部長付 同 18年 4月 同執行役員企画本部総合企画部長 同 19年 4月 同常務執行役員総合企画部、設備計画プ ロジェクト部、財務部、経理部、関連事業部 担当 同 20年 4月 同常務執行役員総合企画部、IR部、財務 部、経理部、関連事業部、ガス事業民営 化プロジェクト部担当 同 21年 4月 同常務執行役員総合企画部、関連事業部 担当 現在に至る	23,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社の株式の数
9	やま もと かず もと 山本 一元 (昭和8年7月22日生)	昭和32年 4月 旭化成工業株式会社入社 同 58年 6月 同取締役 同 62年 6月 同常務取締役 平成 2年 6月 同専務取締役 同 5年 6月 同代表取締役専務 同 7年 6月 同代表取締役副社長 同 9年 6月 同代表取締役社長 同 13年 1月 旭化成株式会社 (社名変更) 代表取締役社長 同 15年 4月 同取締役副会長 同 15年 6月 同常任相談役 同 17年 6月 当社社外取締役 現在に至る	20,000株
10	ほん だ かつ ひこ 本田 勝彦 (昭和17年3月12日生)	昭和40年 4月 日本専売公社入社 平成 4年 6月 日本たばこ産業株式会社 取締役 同 6年 6月 同常務取締役 同 8年 6月 同専務取締役 同 10年 6月 同代表取締役副社長 同 12年 6月 同代表取締役社長 同 18年 6月 同取締役相談役 同 19年 6月 当社社外取締役 現在に至る	5,000株
11	いな だ さ なえ 稲田 早苗 (昭和19年4月3日生)	昭和45年 3月 司法修習終了 同 45年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成19年 6月 当社社外取締役 現在に至る	14,000株

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 山本一元、本田勝彦および稲田早苗の各氏は、社外取締役候補者です。  
3. 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。  
(1) 山本一元氏につきましては、住宅産業で培われた経営能力や、技術開発についての高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
(2) 本田勝彦氏につきましては、たばこ産業における積極的な海外進出によって培われた国際感覚や、事業環境の変化を見据え改革を実践してきた高い経営能力を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
(3) 稲田早苗氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年、弁護士として企業法務に精通しており、高度な法務的見識および経験を有しておられ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、その見識および経験を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役徳本恒徳氏および社外監査役清水利光氏の2名が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔他の法人等の代表状況等〕	所有する当社 の株式の数
1	もり くに ひろ 森 邦 弘 (昭和22年9月25日生)	昭和47年 4月 当社入社 平成11年 6月 同営業総括部担当取締役付 同 13年 6月 同総合企画部担当取締役付 同 14年 6月 同生産本部扇島工場長 同 16年 4月 同執行役員エネルギー生産本部エネルギー生産部長 同 18年 6月 同執行役員コーポレート・コミュニケーション本部長付 同 19年 4月 同常務執行役員総務部担当役員付 現在に至る	54,000株
2	おお さわ まさ ゆき 大 澤 正 之 (昭和18年3月26日生)	昭和41年 4月 横浜市入庁 平成 9年 4月 同市民局長 同 10年 5月 同福祉局長 同 12年 4月 同財務局長 同 15年 4月 同収入役 同 18年 9月 同退職 同 18年10月 横浜商工会議所専務理事 同 21年 3月 同退職 同 21年 4月 財団法人横浜市シルバー人材センター理事長 現在に至る	0株

- (注) 1. 両監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 大澤正之氏は、社外監査役候補者です。  
3. 社外監査役候補者とした理由等は、以下のとおりです。  
大澤正之氏につきましては、地方自治体・地域総合経済団体における豊富な経験や、財政に関する高度な見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

以上

# 株主総会会場ご案内

- 会場……東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階
- 住所……東京都港区海岸一丁目5番20号
  
- ご来場手段
  - ・ J R……山手線・京浜東北線浜松町駅下車 南口改札 徒歩約5分
  - ・ モノレール……東京モノレール浜松町駅下車 徒歩約5分
  - ・ 地下鉄……都営浅草線・大江戸線大門駅下車 B2またはB3出口 徒歩約15分 (世界貿易センタービル2階経由)
  - ・ ゆりかもめ……竹芝駅下車 出入口1 徒歩約15分 (歩行者デッキ経由)

